

京都市ひきこもり相談窓口運営事業及び京都市よりそい支援員設置事業業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問事項

No.	質問	回答
1	<p>○ ひきこもり支援対象者のひきこもり状態にある期間について ひきこもり支援対象者のひきこもり状態にある期間について「ひきこもり相談窓口実施要項」及び「よりそい支援員設置事業実施要項」の定義（1）に「様々な要因の・・・、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」と記載されています。 「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤」では、ひきこもり支援対象者の考え方として「支援を必要とする状態にある。その状態にある期間は問いません」となっています。 ひきこもり状態にある期間についてはどのようなお考えでしょうか。</p>	<p>本市では、「京都市ひきこもり地域支援センター運営要綱」において、「ひきこもり」の定義を「様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則として6箇月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」又は「その他前号に準じる状態」とし、社会参加を回避している期間が6箇月に満たない場合も、後者に該当するとして、支援対象とすることとしています。</p>